

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月6日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第12号

函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

第1条 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年函館市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「から第13条まで」を「および第12条」に改め、同項の表中

	当該児童	当該園児	
第13条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）	を
	入所中の児童に対し法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であつて懲戒するときまたは同条	法第47条	

	その児童	園児
--	------	----

	当該児童	当該園児
--	------	------

改め、同表第40条の項中「園長」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長」に改める。

附則第4条第1項の表第8条第3項の項および附則第4条第2項の表第8条第3項の項中「同号イからクまで」を「同号」に、「第35条第9号イからクまで」を「第35条第9号」に改める。

第2条 函館市幼保連携型認定こども園の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「および第12条」を「から第13条まで」に改め、同項の表中

	当該児童	当該園児
--	------	------

	当該児童	当該園児
第13条第1項	利用者に対する支援の提供	園児の教育および保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）
	および	ならびに

改め、同表第15条第1項の項中「第10条本文」を「第10条」に改め、同表第20条第1項の項中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削り、同条第2項中「同条中」を「同条第1項中」に改め、「社会福祉施設等」と、」の後ろに「同条第2項中」を、「便所」の後ろに「と、「保育所の設備および職員については、」とあるのは職員については「他の社会福祉施設の職員に兼ねる場合であって、」と、設備については「他の社会福祉施設の設備に

兼ねる場合であって、「」を加える。

附則に次の2条を加える。

(幼保連携型認定こども園の職員の数等に係る特例)

第5条 第6条第3項の表備考第1号に定める者については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師または准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同号に定める者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

2 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

第6条 前条の規定により第6条第3項の表備考第1号に定める者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の総数は、同項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。